

物 件 修 繕 契 約 書

1 件 名

2 規 格

3 数 量

4 契 約 金 額

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額

	十億			百万			千			円
	十億			百万			千			円

5 契 約 保 証 金

	十億			百万			千			円

6 支 払 時 期 及 び 方 法 修 繕 物 件 檢 収 後 一 括 払 い

7 修 繕 完 了 期 限 令 和 年 月 日

8 修 繕 後 引 キ 渡 し 場 所 甲 指 定 場 所

令 和 年 月 日

(甲) 東大阪市西岩田三丁目 4 番 5 号

地 方 独 立 行 政 法 人 市 立 東 大 阪 医 療 セ ン タ ー

代 表 者 理 事 長 辻 井 正 彦 印

(乙) 所 在 地

会 社 名

代 表 者

印

上記事項及び裏面の条項により契約を締結するものとし、この契約書 2 通を作成して、甲乙各 1 通を保有する。

第1条 乙は、別紙図面明細書、仕様書及び指図に基づき表記の金額をもって、甲の定める期日までに指定の物件を修繕しなければならない。

第2条 乙は、修繕を完了した物件を甲に引渡す前に、甲に届け出て、甲の定める日時に検査を受けなければならない。

2 前項の検査に対しては、乙は異議の申立てはできない。

3 第一項の検査に合格しないときは、乙は乙の負担をもって遅滞なく修繕し直さなくてはならない。

第3条 検査合格前に起った物件の亡失毀損等は、すべて乙の負担とする。ただし、天災地変その他正当な事由による場合は、この限りでない。

第4条 天災地変その他正当な事由により履行遅延のおそれのあるときは、直ちにその事由を届け出て、修繕完了期限延期の承認を求めなければならない。

第5条 乙は、契約によって生ずる一切の義務を担保するため、表記の契約保証金を甲に納める。

第6条 甲は、乙が自己の責に帰すべき事由により、契約期限に、債務の履行を怠ったときは、契約金額又は遅延部分に対する代価について、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した延滞違約金を徴収することができる。

第7条 乙が次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。

(1) 正当な事由がなく契約を履行しないとき、又は契約期限内に履行の見込みがないとき。

(2) 契約の締結又は履行について、不正な行為があったとき。

(3) 契約の履行について職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。

(4) 契約事項に違反したとき。

(5) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店もしくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(7) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(8) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

(9) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲が前項により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙にその賠償を請求することができる。

第8条 乙は、本契約物件の引渡後、その修繕物件の内、消耗部分を除いた箇所について瑕疵があった場合は、甲の請求に基づき、3ヶ月間無償で取替補修をなし、その他必要な措置をなす義務を負うものとする。

第9条 本契約から生ずる権利について、乙は、甲の承認がなければ第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第10条 本契約に関する費用は、乙の負担とする。

第11条 この契約に定めない事項及び疑義の生じた事項については、関係法令及び地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程に従うものとし、その他は甲乙協議のうえ定め、協議がととのわないとときは、甲の認定するところによる。